

男女がともに輝く社会の実現のために

Vol. 2



ジェンダーとは？

人間が生まれもった生物学的な性別に対し、社会によって作り上げられた「男らしさ、女らしさ」に象徴される性差観念を「ジェンダー」(社会的性別)といいます。

ジェンダー意識は、生まれ育った環境の中で無意識のうちにつくられていきますが、「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割分担を固定的とする考えにつながっていくことが数多くみられます。

ジェンダーに縛られずに柔軟な考え方をもつことができると、生き方や職業の選択、行動の幅も広がり、より豊かに生きていくことにつながっていくのではないのでしょうか。「男だから」「女だから」という考えに捉われず、「自分らしさ」を大切にしていきましょう。

問い合わせ先

企画財政課 政策推進グループ ☎40-5552

障害福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先

社会福祉課 ☎52-1112

療育手帳の交付について

児童相談所又はとちぎリハビリテーションセンターにおいて、知的障害の状態にあると判定された方に手帳が交付されます。この手帳を取得することにより、各種の福祉制度・サービスを受けることができます。

交付の手続きに必要なもの

- (1) 療育手帳交付等申請書(社会福祉課窓口にて用紙があります)
- (2) 顔写真(タテ4cm×ヨコ3cm、申請書には貼らずにお持ちください)
- (3) 印鑑(スタンプ印は不可)

障害の種類

A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の4段階

再判定・再交付・変更手続き

再判定	手帳交付の際に、次回の判定時期が指定された場合、その時期までに児童相談所(18歳未満)あるいはとちぎリハビリテーションセンター(知的障害者更生相談所)(18歳以上)で再判定を受けてください。
居住地・氏名変更	転居された場合、すみやかに新しい居住地の市町村に「療育手帳交付等申請書」を提出してください。氏名を変更された場合も居住地の市町村に届け出てください。
再交付	紛失、破損したとき又は写真が古くなり交換が必要になったときは、写真(1枚)を添えて再交付の申請をしてください。

返還手続き

手帳の交付を受けた方で手帳が不要になったとき、又は死亡された場合は、手帳を社会福祉課窓口へ返還してください。